

第 9 期 中 間 決 算 公 告

平成22年12月24日

埼玉県さいたま市浦和区常盤七丁目4番1号

株式会社 埼玉りそな銀行

代表取締役社長 上 條 正 仁

中間貸借対照表（平成22年9月30日現在）

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	198,744	預 金	9,561,226
コ ー ル ロ ー ン	103,351	譲 渡 性 預 金	296,090
買 入 金 銭 債 権	48,160	コ ー ル マ ネ ー	87,061
商 品 有 価 証 券	43,111	借 用 金	126,300
有 価 証 券	3,702,673	外 国 為 替	264
貸 出 金	6,354,006	社 債	105,500
外 国 為 替	5,920	そ の 他 負 債	61,792
そ の 他 資 産	77,214	未 払 法 人 税 等	4,470
有 形 固 定 資 産	58,564	資 産 除 去 債 務	54
無 形 固 定 資 産	2,953	そ の 他 の 負 債	57,267
繰 延 税 金 資 産	20,178	賞 与 引 当 金	1,436
支 払 承 諾 見 返	17,648	退 職 給 付 引 当 金	3,608
貸 倒 引 当 金	△ 51,191	そ の 他 の 引 当 金	7,213
		支 払 承 諾	17,648
		負 債 の 部 合 計	10,268,141
		(純 資 産 の 部)	
		資 本 金	70,000
		資 本 剰 余 金	100,000
		資 本 準 備 金	100,000
		利 益 剰 余 金	121,861
		利 益 準 備 金	20,012
		そ の 他 利 益 剰 余 金	101,849
		繰 越 利 益 剰 余 金	101,849
		株 主 資 本 合 計	291,861
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	22,504
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 1,171
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	21,333
		純 資 産 の 部 合 計	313,195
資 産 の 部 合 計	10,581,336	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	10,581,336

中間損益計算書 〔平成22年 4月 1日から 平成22年 9月30日まで〕

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	97,797
資 金 運 用 収 益	73,696
(うち貸出金利息)	(62,681)
(うち有価証券利息配当金)	(10,491)
役 務 取 引 等 収 益	16,039
そ の 他 業 務 収 益	4,057
そ の 他 経 常 収 益	4,002
経 常 費 用	65,665
資 金 調 達 費 用	7,229
(うち預金利息)	(5,131)
役 務 取 引 等 費 用	9,377
そ の 他 業 務 費 用	2,533
営 業 経 費	38,760
そ の 他 経 常 費 用	7,764
経 常 利 益	32,131
特 別 利 益	1,127
特 別 損 失	189
税 引 前 中 間 純 利 益	33,069
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	12,971
法 人 税 等 調 整 額	590
法 人 税 等 合 計	13,561
中 間 純 利 益	19,507

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法
有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券で時価のあるものうち株式については中間決算日前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額、また、それ以外については中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法
 - (1)有形固定資産
有形固定資産は、建物については定額法を、動産については定率法をそれぞれ採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8年～50年
その他	2年～20年
 - (2)無形固定資産
無形固定資産は、定額法により実施しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
5. 引当金の計上基準
 - (1)貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準により、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権、及び法的に経営破綻の事実が発生していないものの実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を減算した残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者及び今後の管理に注意を要する債務者とで信頼が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した予想損失率等に基づく額を計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が実施した資産査定を、当該部署から独立した資産監査部署が監査し、その査定結果に基づいて、上記の引当を行っております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は27,096百万円であります。
 - (2)賞与引当金
賞与引当金は、従業員への業績インセンティブ給与の支払いに備えるため、従業員に対する業績インセンティブ給与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。
 - (3)退職給付引当金
退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度一括して損益処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から損益処理
 - (4)その他の引当金
その他の引当金は、将来発生が見込まれる費用又は損失について合理的に見積もることができる金額を計上しております。
主な内訳は次のとおりです。

預金払戻損失引当金	4,779百万円
-----------	----------

負債計上を中止した預金について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、計上しております。

信用保証協会負担金引当金	1,395百万円
--------------	----------

信用保証協会の責任共有制度や提携商品における負担金として、将来発生する費用を見積もり、計上しております。
6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建資産・負債は、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7. リース取引の処理方法
所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
8. ヘッジ会計の方法
金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。
なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジを行っております。
9. 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
10. 連結納税制度の適用
株式会社りそなホールディングスを連結納税親会社とする連結納税主体の連結納税子会社として、連結納税制度を適用しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

（金融商品に関する会計基準）

前事業年度末から「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号平成20年3月10日）を適用しております。
これにより、従来の方法に比べ、有価証券は101百万円増加、繰延税金資産は88百万円減少、貸倒引当金は283百万円減少、その他有価証券評価差額金は130百万円増加し、経常利益及び税引前中間純利益は、それぞれ166百万円増加しております。

(資産除去債務に関する会計基準)

当中間会計期間から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。
これにより、税引前中間純利益は22百万円減少しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

- 貸出金のうち、破綻先債権額は4,436百万円、延滞債権額は87,185百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は2,124百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は32,859百万円あります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は126,606百万円あります。
なお、上記1.から4.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は23,441百万円あります。
- 担保に供している資産は、次のとおりであります。

担保に供している資産	有価証券	2,924,764百万円
	貸出金	21,563百万円
担保資産に対応する債務	預金	36,327百万円
	借入金	54,800百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券146,393百万円を差し入れております。また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は239百万円、敷金保証金は3,100百万円あります。
- 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。
これらの契約に係る融資未実行残高は、1,264,324百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,248,386百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。
また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
- 有形固定資産の減価償却累計額 52,422百万円
- 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金71,500百万円が含まれております。
- 社債は、全額劣後特約付社債であります。
- 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当社の保証債務の額は24,632百万円あります。
- 1株当たりの純資産額 82,419円80銭
- 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率(国内基準)は12.03%であります。

(中間損益計算書関係)

- 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額2,050百万円及び貸出金償却2,502百万円を含んでおります。
- 「特別利益」は、償却債権取立益であります。
- 「特別損失」には、固定資産処分損113百万円を含んでおります。
- 1株当たり中間純利益金額 5,133円46銭
- 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式がないので記載していません。

(金融商品関係)

○ 金融商品の時価等に関する事項

平成 22 年 9 月 30 日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（(注 2) 参照）。

(単位：百万円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	198,744	198,744	—
(2) コールローン	103,351	103,351	—
(3) 買入金銭債権	48,160	48,160	—
(4) 商品有価証券			
売買目的有価証券	43,111	43,111	—
(5) 有価証券			
満期保有目的の債券	463,840	483,941	20,100
その他有価証券	3,232,858	3,232,858	—
(6) 貸出金	6,354,006		
貸倒引当金 (※1)	△48,180		
	6,305,825	6,405,555	99,729
(7) 外国為替	5,920	5,920	—
資産計	10,401,813	10,521,642	119,829
(1) 預金	9,561,226	9,567,570	6,343
(2) 譲渡性預金	296,090	296,104	14
(3) コールマネー	87,061	87,061	—
(4) 借入金	126,300	128,856	2,556
(5) 外国為替	264	264	—
(6) 社債	105,500	107,218	1,718
負債計	10,176,443	10,187,076	10,633
デリバティブ取引 (※2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	596	596	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(2,139)	(2,139)	—
デリバティブ取引計	(1,543)	(1,543)	—

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(※2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しております。

(注 1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン

約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 買入金銭債権

貸付債権信託の受益権証書は、外部業者（ブローカー）から提示された価格を時価としております。

(4) 商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(5) 有価証券

株式は当中間会計期間末前 1 カ月の市場価格の平均に基づいて算定された価格、債券（私募債を除く）は日本証券業協会より公表される公社債店頭売買参考統計値をもとに算出した価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格を時価としております。私募債は、原則として内部格付に基づくそれぞれの区分、保全率ごとに、元利金の合計額を同様の新規発行を行った場合に想定される適用利率で割り引いて時価を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(6) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区ごごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間決算日における中間貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

(7) 外国為替

外国為替は、他の銀行に対する外貨預け金（外国他店預け）、輸出手形・旅行小切手等（買入外国為替）、輸入手形による手形貸付（取立外国為替）であります。これらは、満期のない預け金、又は約定期間が短期間（1年以内）であり、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、中間決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、原則として当該帳簿価額を時価としております。

(3) コールマネー

約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 借入金

借入金は、一定の期間ごとに区分した元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割引いて現在価値を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(5) 外国為替

外国為替は、他の銀行への未払金（売渡外国為替）や顧客への未払金（未払外国為替）であり、約定期間は短期間（1年以内）であります。これらの時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(6) 社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額を同様の社債を発行した場合に適用されると考えられる利率で割引いて算定した現在価値を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利先物、金利オプション、金利スワップ等）、通貨関連取引（通貨先物、通貨オプション、通貨スワップ等）、債券関連取引（債券先物、債券先物オプション等）であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(5) 其他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	中間貸借対照表計上額
① 非上場株式(※1) (※2)	4,816
② 組合出資金等(※3)	1,158
合 計	5,974

(※1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 当中間会計期間において、非上場株式について57百万円減損処理を行っております。

(※3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

中間貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 満期保有目的の債券（平成22年9月30日現在）

	種類	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	国債	188,469	193,650	5,181
	地方債	275,371	290,290	14,919
	小計	463,840	483,941	20,100
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		463,840	483,941	20,100

2. その他有価証券（平成22年9月30日現在）

	種類	中間貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	102,881	72,467	30,413
	債券	2,399,358	2,381,154	18,204
	国債	2,138,024	2,127,075	10,949
	地方債	106,042	100,624	5,417
	社債	155,292	153,453	1,838
	その他	32,292	31,846	446
	小計	2,534,533	2,485,467	49,065
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	2,305	2,988	△682
	債券	710,360	712,694	△2,334
	国債	704,193	706,384	△2,190
	地方債	—	—	—
	社債	6,166	6,310	△143
	その他	32,230	33,014	△784
	小計	744,896	748,697	△3,801
合計		3,279,429	3,234,165	45,263

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
株式	4,816
その他	1,158
合計	5,974

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間会計期間における減損処理額は、175百万円（うち株式57百万円、社債117百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、償却・引当基準の自己査定による有価証券発行会社の債務者区分に従い、次のとおりしております。

- 正常先：原則として時価が取得原価に比べて50%以上下落
- 要注意先、未格付け先：時価が取得原価に比べて30%以上下落
- 破綻先、実質破綻先、破綻懸念先：時価が取得原価に比べて下落

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度超過額	27,622 百万円
株式等償却否認	11,512
退職給付関連	9,532
土地評価差額	3,970
その他	7,899
繰延税金資産小計	60,536
評価性引当額	△21,040
繰延税金資産合計	39,496
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△11,653
土地評価差額	△7,007
その他	△657
繰延税金負債合計	△19,318
繰延税金資産の純額	20,178 百万円